

教育関係の対応について

令和2年5月28日

教育委員会

1 小中学校について

(1) これまでの経過

- 3月2日から24日まで臨時休校の措置（政府要請）
- 4月10日から24日まで臨時休校の措置
- 5月6日まで臨時休校の延長（4/16：緊急事態宣言の発出）
- 5月31日まで臨時休校の延長（緊急事態宣言の延長）
- 5月21日から分散登校の実施（全小学校：5月29日全校登校）

(2) 学校再開（6月1日）における対応

- 授業：段階的に通常体制へ（学校行事の精選）
- 給食：第1週は簡易給食（個包装物）、第2週は配膳過程を減じた献立、第3週から通常献立
- 部活動：段階的に実施（ソーシャルディスタンスが確保できない活動は内容検討）

2 保育所、認定こども園、幼稚園等について

(1) 保育所、認定こども園及び幼稚園のこれまでの経過

- 4月20日から5月6日まで登園自粛の要請（4/16：緊急事態宣言の発出）
- 5月31日まで登園自粛の延長（緊急事態宣言の延長）
- 5月18日から登園自粛の解除

(2) その他の保育関係施設

- ア 放課後児童クラブ（既に通常どおり）
- イ 児童センター及び児童館（既に通常どおり）
- ウ 子育て支援センター（6月1日から通常どおり）

3 社会教育活動について

(1) 生涯学習・文化施設

- 既に全施設が通常どおりの開館・運営

(2) 体育施設

- 屋外施設：既に全施設が通常どおりの開館・運営
- 屋内施設：6月1日から通常どおりの開館・運営（5/18から17時までの開館）

(3) 学校体育施設開放事業

- 6月1日から通常どおりの全施設において利用可能
※当分の間、利用後に消毒作業が可能な団体に限定

(4) 社会体育団体の活動（スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等）

- 通常の活動とするものの、ソーシャルディスタンスに配慮
- 県外へ移動しての活動自粛